

運行記録計の装着義務付け対象拡大



最大積載量
4トン以上5トン未満

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
千葉 111 ト 1009	平成 20年 10月 31日	平成 20年 10月	普通	貨物	事業用	バン
ケンサ		[999]	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
			2人	4000kg	1310	7995kg
AB100-654321			長さ	幅	高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
			475cm	175cm	139cm	720kg 590kg
UA-AB100		CDE	1.98L	ガソリン		345 0001
所有者の氏名又は名称	運輸リース株式会社					
所有者の住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 [00001]					
使用者の氏名又は名称	国土交通 九郎					
使用者の住所	東京都中央区築地2-11-17 [13002 0112]					

車両総重量
7トン以上8トン未満

新車については、平成27年4月1日から

使用過程車については、平成29年4月1日から

車両総重量7トン以上、最大積載量4トン以上の

事業用自動車には、

運行記録計（タコチャート・タコグラフ）

装着が義務付け

抜粋 貨物自動車運送事業輸送安全規則

第9条（運行記録計により記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(1) 車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上の普通自動車である事業用自動車
以下略

問合せ先 (一社)千葉県トラック協会適正化事業部

TEL043-302-1980